別紙２

介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費に係る受領委任払いに係る取扱確約書

　　年　　月　　日

みやこ町長　様

申 請 者　所　在　地

事業者名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費に係る受領委任払いの取扱いを届け出るに当たり、次の事項を遵守することを確約します。

１　特定福祉用具の販売及び住宅改修の提供に関しては、関係法令及びみやこ町介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払いに関する要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。

２　特定福祉用具の購入又は住宅改修を行う被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な特定福祉用具の選定又は住宅改修を行うよう努めること。

３　特定福祉用具の販売又は住宅改修を行うに当たっては、みやこ町、高齢者相談支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を図り、適切に対応すること。

４　特定福祉用具の販売又は住宅改修を行うに当たっては、介護支援専門員等と連携し、受領委任払いが利用可能であるかどうか確認すること。また、当該被保険者に過去の福祉用具購入費又は住宅改修費の給付実績を確認すること。

５　正当な理由なく、受領委任払いの利用を拒まないこと。

６　福祉用具購入費又は住宅改修費については、保険給付分を除いた自己負担額の支払を被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払を受けたときは、被保険者に対し自己負担額分の領収証を発行すること。

７　被保険者が、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨をみやこ町に通知すること。

(１)　不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(２)　正当な理由なく、当該特定福祉用具の購入又は住宅改修を行うに当たって必要な手続等に関して協力しないとき。

８　特定福祉用具の販売又は住宅改修に関する記録を整備し、当該販売又は住宅改修の完了の日から５年間保存すること。

９　関係法令、要綱、この遵守事項等に違反し、その是正等についてみやこ町長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

１０　被保険者からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。なお、当事業所において処理し得ない内容については、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。

１１　業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持すること。また、事業所の職員であった者に、業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき措置を講じること。

１２　福祉用具購入費及び住宅改修費に係る受領委任払い取扱事業者の登録内容に変更があったときは、直ちにその旨を要綱様式第３号にてみやこ町長に届け出ること。

１３　福祉用具購入費及び住宅改修費に係る受領委任払いの取扱いを廃止し、休止し、又は再開するときは、直ちにその旨を要綱様式第４号にてみやこ町長に届け出ること。

１４　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。

１５　受領委任払い取扱事業者として、みやこ町が登録情報の公開を行うことに同意すること。

１６　みやこ町が受領委任払い取扱事業者の登録を取り消した場合、その取消しの期間が満了するまで、登録情報及び取消理由が公開されることに同意すること。